

広島市市民活動保険制度



地域社会（コミュニティ）に関する活動などの市民活動中に
事故にあった場合、補償金が給付されます
保険料の負担・事前の登録は不要です



◎対象となる方（活動者）

市民活動団体等に属して市民活動を行う方（広島市民または市民活動の本拠地が広島市内にある市外居住者）が対象となります。

- ★「市民活動団体」とは、広島市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う、自主的に組織された団体を指します（営利団体による活動は原則対象外です。）。
- ★「市民活動を行う方」とは、①地域社会（コミュニティ）に関する活動等を行う団体の指導者・スタッフ、または②社会福祉に関する活動等、奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者を指します。（賠償責任については団体も対象となります。）

◎対象となる活動（市民活動）

対象となる主な要件は次のとおりです。

- 1 広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること。
- 2 活動が計画的に行われていること。
- 3 無報酬で行っていること（実費弁償は無報酬とみなします。）。

*実費弁償：交通費・昼食代・材料費など必要な経費について明確に内訳が確認できる場合は金額を問いません。内訳が明確でない場合は、1日3,000円以内であれば対象となります。

*団体の場合（賠償責任）は、その活動による収益がないことが要件となります。

- 4 日本国内における活動であること。
- 5 政治、宗教や営利を目的とした活動でないこと。
- 6 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと。
- 7 職場などで行事として行う活動でないこと。
- 8 危険度の高い活動でないこと。



《対象活動例》

次のような活動が対象となります。

① 地域社会(コミュニティ)に関する活動

- 地域清掃活動 ○地域主体のお祭り ○平時の地域防犯・防災・防火活動
- 交通安全運動 など

（ スタッフ同士の懇親会や親睦旅行などは対象となりません。
地域主体のお祭り（いのこ祭り、とんど祭りなど）では、運営スタッフは対象となりますが、参加者は対象となりません。

② 社会福祉に関する活動

- 社会福祉施設等への協力活動 ○地域の子育て支援 など

（ 地域の子育て支援活動では、指導者やスタッフなどが対象となります。
なお、指導者やスタッフに責任がない子どものけがなどは「賠償責任」の対象となりません。

③ 保健医療に関する活動

○食生活改善 ○成人病予防 ○エイズ予防 など

④ 環境保全に関する活動

○河川・海岸等の清掃活動 ○森林保全 ○ゴミの減量化 など

〔 森林保全活動では、チェーンソーによる伐採や高所での枝打ち作業などは、危険度が高いため対象となりません。 〕

⑤ 教育・文化・スポーツに関する活動

(教育) ○不登校児教育 ○非行防止
(文化) ○伝統文化の継承・振興 ○文化活動の指導・普及
(スポーツ) ○スポーツ教室の開催 ○各種スポーツ指導 など

〔 文化・スポーツに関する活動では、指導者やスタッフなどが対象であり、競技者や受講生などは対象となりません。また、山岳登山・ハンググライダー操縦などのスポーツは、危険度が高いため対象となりません。 〕

⑥ 国際交流・協力に関する活動

○留学生・帰国者・外国人との交流・支援 ○通訳ボランティア など

⑦ 自主防災に関する活動

(地域防災活動) ○防災訓練 ○「わがまち防災マップ」作成に係る活動
(災害時の防災活動) ○指定緊急避難場所の開設・運営・閉鎖支援
 ○避難情報の伝達等 ○避難行動要支援者の避難支援
(災害時の救援物資の提供) ○他地域への物資運搬に係る活動 など

⑧ その他

(平和の推進) ○戦争資料の後世への引継ぎ ○平和の語り部

※ このほか、消費者保護、人権擁護、男女共同参画社会の形成などに関する活動も対象となります。

⑨ 補償内容

■ 傷害

急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡または負傷した場合に対象となります。

事故の種類	傷害の内容	支払金額
死 亡	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	700万円
後 遺 障 害	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき	21万円～ 700万円
入院・通院	傷害事故を直接の原因として入院または通院をして医師による治療を受けたとき(当該事故の日を含めて180日以内に限ります。ただし、通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。)	1日につき 入院3,000円 通院2,000円

※ 入院保険金が支払われる場合で、入院保険金を支払うべき傷害の治療を目的として手術を受けた場合は、手術保険金が支払われることがあります。

★ 対象とならない主なもの

- ・活動者の故意によるもの ・むちうち症や腰痛で自覚症状のみのもの
- ・地震や津波などの天災によるもの ・活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・労務災害、公務災害補償の適用を受けるもの
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によるもの(熱中症を除く) など

■賠償責任

活動者の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合に対象となります。

賠償の種類	賠償の内容	支払限度額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	1名につき1億円まで 1事故につき2億円まで
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1事故につき1億円まで
保管物賠償	他人からの預かり品や管理物に損害を与えたとき	1事故につき300万円まで

※ 免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。

※ 賠償の内容によっては年間支払額に限度があるため、支払されない場合があります。

★ 対象とならない主なもの

- ・活動者の故意によるもの
- ・交通事故など車両によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・親族などに対するもの など

㊦ 事故発生からの手続き

① 事故の記録

万一事故が起ってしまった場合には、あとで事故を証明できるよう事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、財物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録しておいてください。

② 連絡・相談

事故後、団体の責任者は、速やかに最寄りの区役所地域起こし推進課 もしくは 市民局市民活動推進課に、事故内容をご連絡ください。

また、その活動が広く公共の利益を目的に計画的に行われる活動である場合など要件を満たすことを確認できる書類を準備してください。(団体規約・事業計画書・参加者名簿など。)

※ 損害賠償において当事者間で示談を行う場合についても、必ず事前に区役所地域起こし推進課もしくは市民局市民活動推進課にご連絡ください。

③ 報告書の提出

連絡の後、所定の事故報告書や関係書類などを提出していただき、事故内容が保険制度の要件を満たしているかどうか審査します。(事故発生日を含め30日以内に書類を提出してください。書類の提出が30日を過ぎると対象とならない場合がありますのでご注意ください。)

④ 請求書の提出

訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、すべての治療が完了した日を含めて30日以内に所定の請求書及び関係書類などを提出いただき、書類確認後、補償金が支払われます。

※ 審査結果として制度が適用されない場合もあります。



Q1. 地域での清掃活動中、段差のあるところから足を踏みはずして骨折しました。この場合は対象になりますか。

A1. その活動が広く公共の利益を目的に予め日時・場所を特定して行われる活動であるなど要件を満たす場合は「傷害」の対象となります。そのことを確認できる書類として、団体規約、事業計画書、参加者名簿などで活動が明確に立証できることが求められます。普段からこれらを明文化しておいてください。

Q2. 定例の福祉施設慰問のため、自宅から自転車で現地へ向かう途中、転倒しけがをしました。この場合は対象になりますか。

A2. 自宅と活動場所の一般的な通常の経路の往復中に活動者自身がけがをし、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿などで明確に立証できる場合は、「傷害」の対象となります。

なお、往復中に他人にけがをさせた場合は「賠償責任」の対象とはなりません。

Q3. 町内会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか。

A3. 対象となりません。運動会での指導、準備、片付けなど運営のための活動は「傷害」の対象となりますが、スポーツ活動や文化活動での競技者、演技者、観覧者などで奉仕性のある活動に該当しない場合は対象外です。

Q4. 自動車を運転して、高齢者や体の不自由な方を病院に送迎するボランティア中に交通事故にあいました。この場合は対象になりますか。

A4. 自動車を運転している方がけがをされた場合は、「傷害」の対象となります。

しかし、同乗していた高齢者や体の不自由な方がけがをされた場合、または他の車両等に損害を与えた場合の「賠償責任」は、対象となりません。

※ その他、よくある質問を市ホームページに掲載していますのでご参照ください。

〔 広島市ホームページ > くらし・手続き > まちづくり・コミュニティ・協働
> 市民活動 > 市民活動保険に関するよくあるご質問 (Q&A) 〕



【QRコード】

📞 連絡・問い合わせ先

事故にあった場合、または活動内容が保険の対象となるかどうかご不明の場合などは、ご連絡ください。

◆一つの区内で活動されている団体：お住まいの区役所地域起こし推進課

◆その他の団体：市民局市民活動推進課

部署名	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
市民局市民活動推進課	中区国泰寺町一丁目6番34号	504-2113	504-2066	katsudo@city.hiroshima.lg.jp
中区地域起こし推進課	中区国泰寺町一丁目4番21号	504-2546	541-3835	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	東区東蟹屋町9番38号	568-7704	262-6986	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	南区皆実町一丁目5番44号	250-8935	252-7179	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	西区福島町二丁目2番1号	532-0927	232-9783	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	安佐南区古市一丁目33番14号	831-4926	877-2299	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	安佐北区可部四丁目13番13号	819-3905	815-3906	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	安芸区船越南三丁目4番36号	821-4905	822-8069	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	佐伯区海老園二丁目5番28号	943-9705	943-9718	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp